

令和6年度新たに 住民税非課税等になる世帯への給付金

物価高騰による負担増を踏まえ、令和6年度新たに住民税非課税および住民税均等割のみ課税となった世帯を対象に、**1世帯当たり10万円**の給付金を支給します。

また、対象世帯のうち18歳以下の児童がいる子育て世帯には、**児童1人当たり5万円**（こども加算）の給付金を支給します。

支給対象と手続き

支給対象となる世帯

基準日（令和6年6月3日）時点で大淀町に住民登録のある世帯のうち以下のどちらかに該当する世帯

- 世帯全員の令和6年度「**住民税非課税**」の世帯
- 世帯全員の令和6年度「**住民税均等割のみ課税**」の世帯

※ただし、下記の世帯は対象外です。

- 住民税が課税されている人の扶養親族のみからなる世帯
- 既に令和5年度価格高騰重点支援給付金（7万円または10万円）の支給対象となった世帯

世帯全員が令和6年1月1日時点で大淀町に住民登録があり課税情報が確認できた世帯

- ・ **7月下旬**に町から**確認書**が届きます。
- ・ **10月31日**までに申請が必要です。
- ・ 確認書を受理してから約3週間後の支給となります。

詳しくは裏面「I」へ

令和6年1月2日以降に転入等で世帯構成に変更がある、または、課税情報が町で確認できなかった世帯（未申告者含む）

- ・ 税情報等が確認でき次第、町から**確認書**が届きます。
- ・ 町で課税情報が確認できない場合は別途、申請が必要です。

詳しくは裏面「II」へ

給付金の支給手続き

I 世帯全員が令和6年1月1日時点で大淀町に住民登録があり課税情報が確認できた世帯

- 対象となる世帯に、町から7月下旬ごろに、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。

- 中身を確認して、確認書を**返信してください**。

【確認事項】

- ① 確認欄のチェック及び必要事項の記入
- ② 振込口座の登録欄への記入。
- ③ こども加算確認欄へのチェック（対象者のみ）

※本人確認書類と受取口座を確認できる書類（通帳等）の写しを添付してください。



II 令和6年1月2日以降に転入等で世帯構成に変更がある、また、課税情報が確認できなかった世帯（未申告者含む）

- 令和6年1月2日以降に転入された人がいる世帯で、対象となる世帯には、町で確認ができ次第**順次確認書が届きます**。

- 未申告者や町で課税情報が確認できない場合は、**申請が必要**です。

【提出書類】① 申請書、② 本人確認書類、③ 令和6年度住民税非課税（課税）証明書、
④ 受取口座を確認できる書類（通帳等）の写し

※申請書は、町役場ホームページ又は臨時特別給付金窓口にあります。



令和6年度新たな住民税非課税世帯等給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

➤ 給付金に関して、町などがATMの操作をお願いすることはありません。



お問い合わせ（受付窓口）

臨時特別給付金コールセンター

 **0747-58-8411** （臨時窓口：町民ホール）

受付時間 午前9時から午後4時30分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本2090番地 福祉介護課内